

甲府市告示第217号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和6年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

「(仮称) 甲府市こども計画」策定支援等業務

2 業務概要

こども・若者の意見聴取の方法から分析、施策への反映とこども・若者育成支援などの新たな要素を取り入れることに加え、こども・若者並びに子育て当事者が、「こども施策」に興味や関わりを持てる「(仮称) 甲府市こども計画」を策定する。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和7年3月31日(月)までとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 本事業に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場合については、甲府市税の未納がないこと。
- (8) 他の自治体等において同種の業務実績を有する者であること。

5 手続等

- (1) 実施要項、企画提案書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については、実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課（担当：津島・大森）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-288-0351（直通）

FAX 055-237-5356

電子メール kodomosomu@city.kofu.lg.jp